

# 施術所の手引き



新潟市保健所 保健管理課 医療指導係

令和3年7月

# 目 次

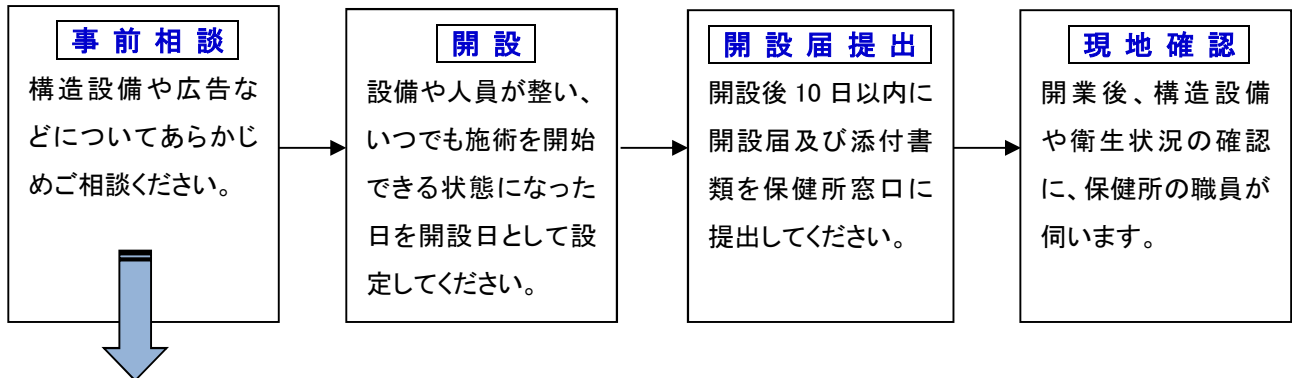
1	施術所の開設手続き	2
2	施術所の構造設備基準	4
3	施術所の名称	6
4	施術所の広告規制	7
5	施術所開設届出事項に変更を生じた場合	9
6	施術所を休止・再開・廃止する場合	9
7	出張施術専門業	10
8	滞在による出張施術業	10

## 1 施術所の開設手続き

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(以下『あはき法』という。)に基づくあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業及び柔道整復師法(以下『柔整法』という。)に基づく柔道整復業を行う施術所の開設について説明します。

**※ 相談や届出でご来所の際は、必ず事前にご連絡ください ※**

### ① 開業の流れ



※事前に構造設備基準に適合しているか確認するため、賃貸物件の場合は契約前に、新築の場合は図面案の段階でご相談ください。(構造設備基準についてはp4参照。)

## ② 必要書類

下表のものを、開設後 10 日以内に保健所へ提出してください。(要事前相談)

提出書類		部数	備考
施術所開設届 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 用) (柔道整復師 用)		<b>2部</b> ※1部 返却	様式は保健所の窓口配布または新潟市HPからダウンロード可能です。
添付書類	業務に従事する施術者の免許証の <u>原本</u> 及び写し	1部	窓口で原本照合しますので、 <b>原本</b> も忘れずにご持参ください。
	業務に従事する施術者の本人確認書類の写し		自動車運転免許証、パスポート、障害者手帳など顔写真付きのもの
	施術所の図面 (事前に相談済みであること)		寸法及び面積、窓及び換気装置の位置、ベッドやカーテンの配置を記入
	所在地周辺の見取図		住宅明細図の写し等
	広告素案		外観看板やチラシ等
	<u>個人</u> 開設 の場合 開設者の本人確認書類の写し		自動車運転免許証、パスポート、障害者手帳など顔写真付きのもの
	<u>法人</u> 開設 の場合 登記事項証明書の <u>原本</u> 定款		発行日から概ね3か月以内のもの 製本し、原本照合済みのもの

※開設届2部提出のうち、1部(副本)は保健所受付印を押印して返却します。

※あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう業 と 柔道整復師業 を兼業(併設)する場合は、それぞれの開設届につき添付書類が1部ずつ(免許証以外計2部)が必要です。

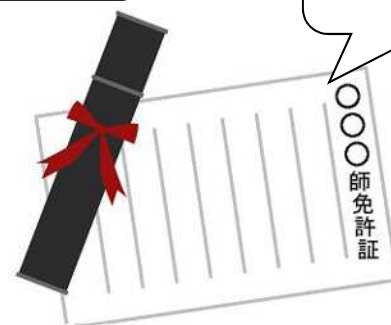
## ※「あはき・柔整免許証」の原本確認及び本人確認について※

「あはき・柔整免許証」の偽造やなりすまし等の不正行為が判明したことにより、届け出時における「あはき・柔整免許証」の原本確認及び本人確認(運転免許証等)を徹底しています。ご理解いただきますようお願いいたします。(平成 26 年 1 月 7 日付け医政医発 0107 第 1 号 厚生労働省医政局医事課長通知による)



運転免許証は**表裏**ともコピーをとって提出してください。

免許証は必ず**原本**も提示してください。

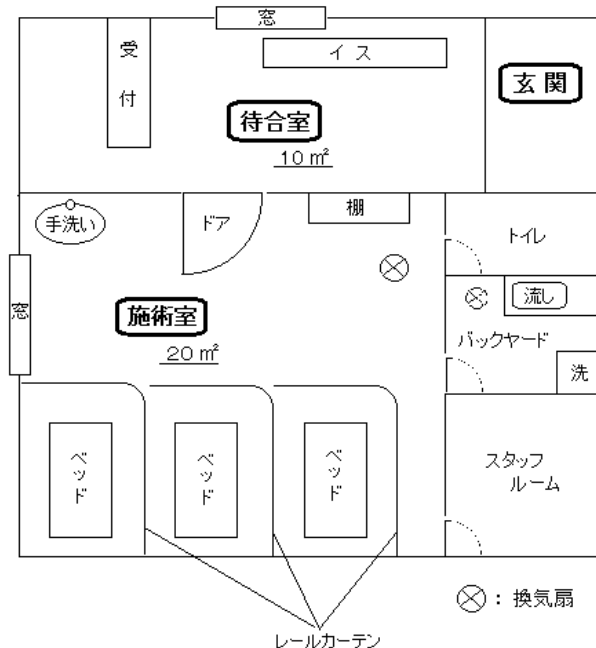


## 2 施術所の構造設備基準

施術所の開設にあたっては、下記の事項に適合するようにしてください。

<p>構造設備基準 (あはき法9条の5. 1項 規則 25条) (柔整法 20条1項 規則 18条)</p>	<p>ア) 6.6㎡以上の専用の施術室を有すること。 イ) 3.3㎡以上の待合室を有すること。 ウ) 室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放できるか、またはこれに代わるべき適当な換気装置を有すること。(ドアは開放面積に含まない。) <span style="font-size: 1em;">↳</span> 換気機能付エアコン不可 エ) 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。</p>
<p>施術所の独立性の確保</p>	<p>ア) 施術所は住居や店舗等と構造上及び機能上独立していること。 イ) 施術所内で他の医業類似行為や民間療法(カイロや整体等)を行ってはならない。</p>
<p>施術室と待合室の区画</p>	<p>ア) 施術室と待合室の区画は、固定壁で上下左右完全に仕切られ、固定した扉を設けること。 イ) 防災上、アを満たすことができない場合は、固定されたパーテーションとアコーディオンカーテン等で区画すること。</p>
<p>プライバシー保護</p>	<p>ア) ベッドを2台以上設置する場合は、施術を受ける方のプライバシーに配慮し、ベッドごとにカーテンを設けること。 イ) 施術者の人数に対し、ベッド数があまりに多いのは望ましくない。また、ベッドの配置間隔は最低1m以上確保すること。</p>
<p>衛生上必要な措置 (あはき法9条の5. 2項 規則 26条) (柔整法 20条2項 規則 19条)</p>	<p>ア) 常に清潔に保たれていること。 イ) 採光、照明及び換気を充分にすること。</p>
<p>感染対策</p>	<p>ア) 使用済み鍼は滅菌処理をすること。 イ) ディスポ鍼の場合、ハザードマークのある専用ボックス等に集積し、感染性廃棄物として適正に廃棄すること。</p>

( 図面例 )

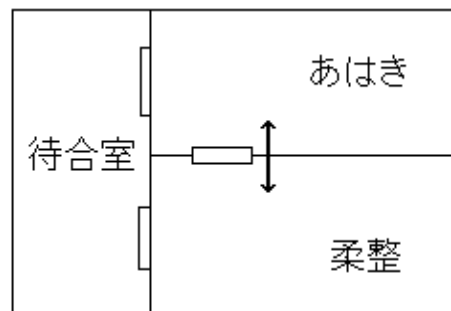
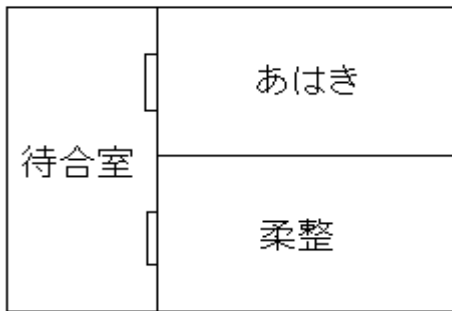


**※あはき業と柔道整復業を兼業(施術所を併設)する場合の構造設備基準**

同一建物内で兼業する場合は、下記の事項にも適合するようにしてください。

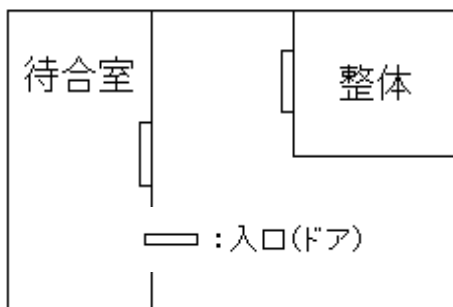
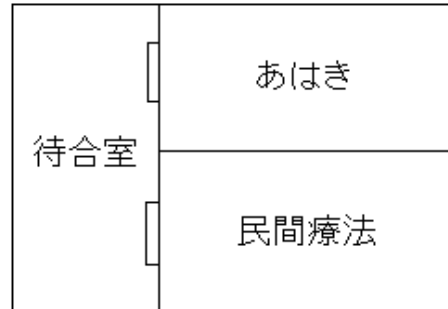
玄関		共有可
待合室		共有可
施術室	<b>施術者が1名の場合</b> ↳ あはき法及び柔整法に基づく免許を両方所有する者	共有可
	<b>施術者が2名以上の場合</b> ↳ あはき法及び柔整法に基づく免許を両方所有または一方を所有する者	あはき業の施術室(6.6㎡以上)と柔整業の施術室(6.6㎡以上)をそれぞれ設ける。双方の施術室を固定壁で区画し、待合室から各々の施術室への出入り口(ドア)も別々に設けること。

**【 ○ 認められる例 ○ 】**



※双方の施術室を固定壁で区画することが原則であるが、水道設備の都合上等により、施術者の往来のみに利用する出入り口(ドア)を設けることは可。

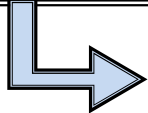
**【 × 認められない例 × 】**



### 3 施術所の名称

施術所の名称は「あはき法」や「柔整法」の広告規制を受けます。施術所以外の医業類似行為施設と区別するため、『マッサージ指圧』『鍼灸』『接骨』等を名称につけることが望ましいとされています。

内 容	具 体 例	
	○ 認められる例 ○	× 認められない例 ×
医療法、医薬品医療機器等法、その他の法律に抵触する名称を付けてはならない。 (医療法第3条) (医収第589号)	□□はり療院 □□はり治療所 □□マッサージ治療院	□□病院 □□診療所 □□クリニック □□薬局 □□はり科 □□きゆう科 □□療院※1 □□治療所※1 ※1：「はり・きゆう・マッサージ」の文言とあわせて使用すること。
医師でなければ、医師またはこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。 (医師法第18条)		鍼灸医□□ 中国鍼医□□ □□医療マッサージ
施術所で認められていない医業類似行為名等を使用してはならない。		□□整体院 □□カイロプラクティック整骨院 □□エステティックマッサージ院 □□リラクゼーションマッサージ院
「あはき法」に基づく施術所は「柔整法」に抵触しないこと。また、「柔整法」に基づく施術所は「あはき法」に抵触しないこと。	(あはき業と柔整業を兼業の場合) □□鍼灸院 / □□接骨院  ※各々の名称をつける	(あはき業と柔整業を兼業の場合) □□鍼灸接骨院 □□鍼灸・接骨院 □□鍼灸(接骨)院  ※一本化してはならない



※あはき業と柔整業を兼業する場合の看板レイアウトについて※

【 ○ 認められる例 ○ 】

□□□	鍼灸 接骨	院	□□□	接骨院 鍼灸院
□□□ 接骨院 鍼灸院			□□□ 鍼灸院 接骨院	
□□□ 鍼灸院・接骨院			□□□ 接骨院 □□□ 鍼灸院	

【 × 認められない例 × 】

□□□ 鍼灸・接骨院	□□□ 鍼灸(接骨)院
------------	-------------

※これらは届出の名称と異なるため看板に掲げることができません。

## 4 施術所の広告規制

### 【 ○ 広告可能事項 ○ 】

あはき施術所が広告できる事項 (あはき法第7条第1項、平成11年3月29日厚生省告示第69号)	
広告できる事項	○ 例 ○
施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所	鍼灸師 新潟太郎 新潟市中央区学校町通1-1
あはき法第1条に規定する業務の種類	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう
施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 ※地図(見取り図)による表現も可能	にいがた鍼灸院 新潟市中央区学校町通1-1 TEL:025-□□□□
施術日又は施術時間 ※「診療時間」、「休診日」という表現は不可	平日9時から17時まで 定休日:土、日曜日
その他厚生労働大臣が指定する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・もみりょうじ、やいと、えつ、小児鍼</li> <li>・法の規定による届出をした旨</li> <li>・医療保険療養費支給申請ができる旨 (申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)</li> <li>・予約に基づく施術の実施</li> <li>・休日又は夜間における施術の実施</li> <li>・出張による施術の実施</li> <li>・駐車設備に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児鍼行います。</li> <li>・法に基づく届出をしている施術所です。</li> <li>・医療保険療養費支給申請ができます。 ※ただし、申請には医師の同意が必要です。</li> <li>・予約受け付けます。 TEL:025-□□□□</li> <li>・休日夜間対応します。 TEL:025-□□□□</li> <li>・訪問施術行います。</li> <li>・P3台あり</li> </ul>

柔道整復施術所が広告できる事項 (柔整法第24条第1項、平成11年3月29日厚生省告示第70号)	
広告できる事項	○ 例 ○
柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所	柔道整復師 新潟花子 新潟市中央区学校町通2-2
施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 ※地図(見取り図)による表現も可能	にいがた接骨院 新潟市中央区学校町通2-2 TEL:025-△△△△
施術日又は施術時間 ※「診療時間」、「休診日」という表現は不可	平日9時から17時まで 定休日:土、日曜日
その他厚生労働大臣が指定する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほねつぎ(又は接骨)</li> <li>・法の規定による届出をした旨</li> <li>・医療保険療養費支給申請ができる旨 (脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)</li> <li>・予約に基づく施術の実施</li> <li>・休日又は夜間における施術の実施</li> <li>・出張による施術の実施</li> <li>・駐車設備に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法に基づく届出をしている施術所です。</li> <li>・医療保険療養費支給申請ができます。 ※ただし、脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請には医師の同意が必要です。</li> <li>・予約受け付けます。 TEL:025-△△△△</li> <li>・休日夜間対応します。 TEL:025-△△△△</li> <li>・訪問施術行います。</li> <li>・P3台あり</li> </ul>



【 × 広告不可能事項 × 】

広告できない事項	× 例 ×
出身校・経歴	□□専門学校卒業、□□学校講師、歴□年
技能及び流派	□□療法、□□流、□□式
所属学会	日本□□学会会員
適応症	腰痛、肩こり、スポーツ外傷、骨盤矯正、むち打ち
部位	腰、肩、足、腕
効能・効用・効果	痛みを軽減・治す、血流改善、根本治療
施術方法	ほぐし、矯正、低周波通電
料金、支払方法	1回□□円、初診料□□円、限定価格□□円
保険適用できる旨	各種保険取扱い、健康保険、労災、交通事故

これらの事項を広告することはできません！



◎**広告とは**・・・看板、新聞広告、チラシ等、施術所に来た人以外の不特定多数の目に触れるものすべてを指します。あはき法及び柔整法に定められた事項以外は広告することはできません。なお、施術所内掲示、施術所内に置くパンフレット、ホームページ等については広告規制の対象とはなりません。

## 5 施術所開設届出事項に変更を生じた場合

開設届出事項に変更を生じた場合は、下表のものを変更後10日以内に保健所へ提出してください。

提出書類(すべての変更事項に共通)		部数	備考
施術所開設届出事項変更届 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 用) (柔道整復師 用)		<b>2部</b> ※1部 返却	様式は保健所の窓口配布または新潟市HPからダウンロード可能です。
変更事項	添付書類	部数	備考
施術者 (変更・増員)	新たに業務に従事する施術者の免許証の <u>原本</u> 及び写し	1部	窓口で原本照合しますので、 <u>原本</u> も忘れずにご持参ください。
	新たに業務に従事する施術者の本人確認書類の写し		自動車運転免許証、パスポート、障害者手帳など顔写真付きのもの
施術者 (減員)	添付書類不要		
施術所の名称			
構造設備	変更前・変更後の図面 (事前に相談済みであること)	1部	寸法及び面積、窓及び換気装置の位置、ベッドやカーテンの配置を記入。
開設者【 <b>個人</b> 】の住所・氏名 (同一人に限る)	開設者の本人確認書類の写し (新旧が確認できるもの)		自動車運転免許証、パスポート、障害者手帳、戸籍抄本、住民票 等
開設者【 <b>法人</b> 】の名称・所在地 (同一法人に限る)	登記事項証明書の <u>原本</u>		発行日から概ね3か月以内のもの

※変更届2部提出のうち、1部(副本)は保健所受付印を押印して返却します。

～この場合は変更ではなく、新規開設の扱いとなりますのでご注意ください～

<b>施術所移転</b>	・旧所在地の廃止届 ・新所在地の開設届
<b>開設者変更</b> (他人・別法人への変更、法人化、法人組織変更 等)	・旧開設者による廃止届 ・新開設者による開設届

## 6 施術所を休止・再開・廃止する場合

下表のものを、10日以内に保健所へ提出してください。

提出書類	部数	備考
施術所 休止・再開・廃止届 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 用) (柔道整復師 用)	<b>2部</b> ※1部 返却	様式は保健所の窓口配布または新潟市HPからダウンロード可能です。

※休止・再開・廃止届2部提出のうち、1部(副本)は保健所受付印を押印して返却します。

## 7 出張施術専門業

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が専ら出張のみによってその業務に従事する場合は、下表のものを業務開始後 10 日以内に保健所へ提出してください。

提出書類		部数	備考
出張施術業務開始届		<b>2部</b> ※1部 返却	様式は保健所の窓口配布または新潟市HPからダウンロード可能です。 ※届出住所は自宅住所
添付書類	業務に従事する施術者の免許証の <b>原本</b> 及び写し	1部	窓口で原本照合しますので、 <b>原本</b> も忘れずにご持参ください。
	業務に従事する施術者の本人確認書類の写し	1部	自動車運転免許証、パスポート、障害者手帳など顔写真付きのもの

※開始届2部提出のうち、1部(副本)は保健所受付印を押印して返却します。

すでに施術所を開設している場合には、出張施術業務開始届の提出は必要ありません。

専ら出張のみによってその業務に従事する施術者は、他の施術者を雇用し、その者を派遣して施術を行わせることはできません。

### ◎届出事項に変更があった場合や廃止等の手続きについて◎

内容		必要書類
氏名変更		・旧氏名の廃止届 ・新氏名の開始届
住所変更	新潟市内での 転居や住居表示変更	・旧住所地での廃止届 ・新住所地での開始届
	新潟市外への転居	・廃止届 ※新住所地を所管する保健所へ開始届を届け出る必要があります。
休止 ・ 再開 ・ 廃止		・出張施術業務 休止・再開・廃止届
施術所を開設する場合		・施術所開設届出と同時に、出張施術業務廃止届の届け出が必要です。

## 8 滞在による出張施術業

新潟市以外の住所地のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が、新潟市内に滞在(旅館など)して業務を行う場合は、事前に「市内滞在施術業務従事届」を保健所へ提出してください。